

# 避難情報の発令方法が変わりました

## 避難指示へ一本化

☎ 生活安全課 2284

令和3年5月20日から、災害対策基本法の一部改正に伴い、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示(緊急)」が「避難指示」に一本化されました。

また、警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に、警戒レベル5の「災害発生情報」が「緊急安全確保」に変わりました。

警戒レベル4までに、必ず危険な場所から避難してください。



警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報等	発令・発表する機関
<b>5</b>	災害発生 または 切迫	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動を取りましょう。	緊急安全確保	伊奈町
<b>〈警戒レベル4までに必ず避難！〉</b>				
<b>4</b> 全員避難	災害のおそれ高い	すみやかに安全な場所へ避難しましょう。	避難指示	伊奈町
<b>3</b> 高齢者等は避難	災害のおそれあり	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、妊産婦・乳幼児等)とその支援者は、安全な場所へ避難しましょう。	高齢者等避難	伊奈町
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認しましょう。	大雨・洪水注意報など	気象庁
<b>1</b>	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報	気象庁

## 障害者差別解消法をご存じですか？

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障がいのある方もない方も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。

「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)のほか心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的な障壁によって日常での生活や社会での生活が困難になっている方のことです。(障害者手帳を所持していない方も含まれます。)

### 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や事業所は、障害を理由として、正当な理由なく下記の例のようにサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることをしてはいけません。

- ・車いすを利用していることを理由に、飲食店の利用を拒否すること
- ・アパートやマンションを借りようとするときに、障害があることを理由に、部屋を貸さないこと
- ・障害があることを理由に、習いごとの入会や施設利用を断ること など

### 合理的配慮の提供

行政機関や事業所は、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために「筆談」「文書の読みあげ」「ゆっくりと丁寧な説明」等合理的配慮を提供することが求められます。障害の特性に応じてコミュニケーション方法を工夫し、必要な情報をうまく提供できるような配慮をしましょう。

### 一般の方も理解を深めましょう

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者等を対象とした法律ですが、すべての人が障がい者への理解を深め、助け合うことは大切なことです。

- ・電車やバスなどの優先席の近くに障がいのある方がいたら席を譲りましょう。
- ・街中や飲食店などに身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬および聴導犬)がいたら、触ったり食べ物を与えたりせずにそっと見守りましょう。

※障害者差別解消法について詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。

☎ 福祉課 2122





## 新型コロナワクチン 接種関連情報



▲新型コロナワクチン接種  
についてのお知らせ  
ホームページ

### 要事前予約

### 新型コロナワクチン接種を希望する方へ

新型コロナワクチン接種の対象となる年齢（12歳以上）のすべての方（7月以降に12歳になる方を除く）に接種券を発送しました。該当の年齢の方で接種券が届いていない方は、下記の町コールセンターにお問い合わせください。また、ワクチン接種には予約が必要です。接種を希望される方は、下記の方法で予約をしてください。

なお、接種を受ける方の年齢によって接種可能なワクチンの種類が限られますので、接種会場のワクチンの種類をご確認のうえ、会場を選んでください。2回とも同じ種類のワクチン接種が必要です。

**18歳以上の方：ファイザー社製およびモデルナ社製**

**18歳未満の方：ファイザー社製のみ**

### 予約方法

①インターネットでの予約  
(24時間受付)



②電話・窓口での予約

(平日9時～16時、混雑状況によりお時間を  
いただく場合があります。)

※接種医療機関での予約受付は行っていません。

※2回目の接種の予約方法は、予約者に送付する「予約確認票」でご案内します。

※内容の変更・予約受付に関する最新情報は、町ホームページ等でお知らせしています。

※新型コロナワクチンの接種は、強制ではありません。

#### 問 新型コロナワクチン接種に関する厚生労働省電話相談窓口

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター（多言語対応あり）

☎0120-761-770（9時～21時、土日祝日可）

重い副反応等の症状が現れたら…

埼玉県新型コロナワクチン専用相談窓口

☎0570-033-226（24時間受付、土日祝日可）

ワクチン接種等の予約について…

伊奈町新型コロナワクチン接種推進担当コールセンター

☎797-8100

## 「新しい生活様式」における熱中症予防の備え

マスクの着用により、熱中症のリスクが高まります！「熱中症予防」と「新しい生活様式」を両立させましょう。熱中症に関する詳しい情報は、環境省ホームページをご覧ください。

- ・暑さを避けましょう  
服装の工夫や日傘・帽子の活用を。
- ・のどがかわいていなくても、こまめに水分補給をしましょう  
水分補給の目安は1日あたり1.2ℓ。

- ・エアコン使用中もこまめに換気をしましょう
- ・屋外で人との距離が2m以上とれる時はマスクを外しましょう  
気温・湿度が高い時は特に要注意。

